

令和3年度答申第40号  
令和3年10月5日

諮問番号 令和3年度諮問第29号（令和3年8月27日諮問）  
審査庁 財務大臣  
事件名 製造たばこの小売販売業の許可処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、A財務局長（以下「処分庁」という。）が、たばこ事業法（昭和59年法律第68号）22条1項に基づき、P社に対する製造たばこの小売販売業の許可処分（以下「本件許可処分」という。）をしたところ、本件許可処分に係る同社の営業所の近隣で同小売販売業を営む審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、本件許可処分の取消しを求めて審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令の定め

##### （1）小売販売業の許可について

たばこ事業法22条1項は、製造たばこの小売販売を業として行おうとする者は、当分の間、その製造たばこに係る営業所ごとに財務大臣の許可（以下「小売販売業の許可」という。）を受けなければならない旨規定する。

たばこ事業法23条3号は、財務大臣は、営業所の位置が製造たばこの小売販売を業として行うのに不相当である場合として財務省令で定める場合

であるときは、小売販売業の許可をしないことができる旨規定する。

たばこ事業法施行規則（昭和60年大蔵省令第5号）20条2号は、上記の財務省令で定める場合として、予定営業所（許可申請に係る営業所をいう。以下同じ。）と最寄りの小売販売業者（小売販売業の許可を受けた者をいう。以下同じ。）の営業所との距離が、財務大臣の定める場合を除き、予定営業所の所在地の区分ごとに、25メートルから300メートルまでの範囲内で財務大臣が定める距離に達しない場合を規定する。

## （2）小売販売業の休廃止等について

たばこ事業法29条は、小売販売業者が、その営業所における営業を引き続き1月を超えて休止しようとするときは、あらかじめ、理由を付してその旨を財務大臣に届け出なければならない旨を規定し、同法30条2項は、小売販売業者は、その営業所における営業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない旨規定する。

たばこ事業法第31条4号及び7号は、財務大臣は、小売販売業者が上記の各届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき又は正当な理由なく1月を超えて引き続きその営業を休止したときは、小売販売業の許可を取り消し、又は1月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができる旨規定する。

たばこ事業法41条は、財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、小売販売業者に対して、その業務に関する報告を求めることができる旨規定する。

## （3）小売販売業の許可の事務について

たばこ事業法43条1項は、財務大臣は、政令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務の一部を日本たばこ産業株式会社（以下「事務委任会社」という。）に取り扱わせることができる旨規定する。

たばこ事業法施行令（昭和60年政令第21号）7条1号及び2号は、財務大臣が事務委任会社に取り扱わせる事務は、小売販売業の許可に関する事務及び休止、廃止の届出等の受理に関する事務のうち財務省令で定める事務とする旨規定する。

たばこ事業法施行規則37条1項1号及び3号は、上記の財務省令で定める事務として、小売販売業の許可の申請の受理に関する事務及び当該受理に係る許可の申請に関し許可の基準に適合するか否かの調査に関する事務並びに休止、廃止の届出等の受理に関する事務を掲げている。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) P社は、令和2年7月22日、事務委任会社に対して、小売販売業の許可の申請（以下「本件許可申請」という。）をした。本件許可申請に係る予定営業所（以下「本件予定営業所」という。）の所在地は、B地である。

審査請求人は、C地を営業所所在地として製造たばこの小売販売業を営んでいる者である。本件予定営業所と審査請求人の営業所との間の距離は、64メートルである。

（弁明書、小売販売業許可申請書、製造たばこ小売販売業許可台帳、  
小売販売業許可調査書）

- (2) 処分庁は、事務委任会社を経由して、令和2年8月13日付けで本件許可申請を受理したところ、事務委任会社から、本件予定営業所の付近に、1か月を超えて引き続きその営業を休止していると認められる既設営業店がある旨の連絡を受けた。

処分庁は、昭和60年4月1日に製造たばこの一般小売販売業（たばこ事業法施行規則20条2号に規定する特定販売小売業以外の小売販売業をいう。以下同じ。）の許可を受け、上記既設営業店を営んでいたQ（以下「本件廃止業者」という。）に対して、電話による事情聴取を行ったところ、本件廃止業者から、現在、たばこの販売をしておらず、今後も販売再開の予定はない旨の回答があった。そこで、処分庁は、本件廃止業者に対して、小売販売業廃止届出書（以下単に「廃止届出書」という。）を提出するよう指導した（以下「本件指導」という。）。

（弁明書）

- (3) 本件廃止業者は、令和2年8月21日付けで、事務委任会社に対して、廃止届出書（以下「本件廃止届出書」という。）を提出し、本件廃止届出書は、同年9月3日付けで受理された。

（弁明書、小売販売業廃止届出書）

- (4) 処分庁は、令和2年10月29日付けで、P社に対する小売販売業の許可処分(本件許可処分)をした。

（小売販売業の許可及び登録免許税の納付について）

- (5) 審査請求人は、令和2年11月29日付けで、審査庁に対し、本件許可処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

(6) 審査庁は、令和3年8月27日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

### 3 審査請求人の主張の要旨

処分庁が、本件許可申請の後に、事実上廃業していた本件廃止業者に対し本件指導をした上で、本件許可申請について、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領（平成12年12月27日蔵理第4621号。以下「本件取扱要領」という。）第2章第1の1(2)②ロ(e)の特例（小売販売業の許可に係る予定営業所とその最寄りの営業所との距離に関する基準（以下「距離基準」という。）を、許可を受けて5年以上経過した一般小売販売業を廃止した営業所の跡地等については緩和する特例。以下「廃業跡地の特例」という。）を適用したのは行き過ぎた許可処分であり、本件許可処分は取り消されるべきである。

本件廃止業者は、令和2年1月末に事実上廃業していたにもかかわらず、それから半年以上経過した同年10月に至って本件許可申請に廃業跡地の特例を適用したことは公平性が担保されていない。本件許可申請に係る実地調査を奇貨として、事実上既に廃業していた本件廃止業者に対し処分庁が本件指導を行い、本件許可申請について廃業跡地の特例を適用したことは、法令の規定を遵守しているとはいえない。

処分庁は、小売販売業者の営業廃止に関する網羅的な把握をするためには、管内の小売販売業者の販売実績を常時把握する必要があるが、このような把握にはたばこ事業法上の根拠もなく、また、事実上も困難であると弁明する。しかし、処分庁の上記主張は同法31条（許可の取消し等）の役割を放棄するものであるし、本件廃止業者の営業廃止については、1年に1回程度の販売実績の確認が行われていれば把握可能であったから、「常時把握」する必要があるとの理解には飛躍がある。処分庁が同条の規定を遵守せず、その結果として本件許可申請に廃業跡地の特例を適用したことは不適切である。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁の判断は、審理員の意見は妥当であるとしているところ、審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

1 本件廃止届出書の受理日に基づき本件許可申請に廃業跡地の特例を適用したことについて

(1) 小売販売業の許可に係る審査基準について

たばこ事業法は、製造たばこの販売の事業等の調整を行うことによりたば

こ産業の健全な発展を図ること等の目的を達成するため、小売販売業について許可制を採用し、同法23条3号、たばこ事業法施行規則20条2号は、予定営業所と最寄りの小売販売業者の営業所との距離が、財務大臣が定める場合を除き、予定営業所の所在地の区分に応じて同大臣が定める距離に達しない場合を不許可事由としている。

上記の財務大臣の定めについては、平成10年大蔵省告示第74号（以下「本件告示」という。）で規定した上、これに係る小売販売業の許可の基準については本件取扱要領において、また、当該許可に係る手続については製造たばこ小売販売業許可等事務処理規程（昭和60年4月1日制定。以下「事務処理規程」という。）において定めている。

法の目的を達成するために営業所をいかなる基準によって配置することが適正かつ合理的かについては専門的な判断等を要するため、たばこ事業法令は、これを、一定の範囲を限定して、規制距離や具体的な測定方法等を含め、国の財政をつかさどる財務大臣の合理的な裁量に委ねたものであり、公平な判断の担保等と国民の事前予測に資する本件取扱要領のような審査基準の策定についても、財務大臣の合理的な裁量に委ねられている（岡山地方裁判所令和3年2月2日判決・同平成31年（行ウ）第3号参照）。したがって、本件取扱要領の定めは、財務大臣の裁量権の範囲を超え又は裁量権を濫用して策定された不合理なものでない限り、適法かつ妥当である。

このことは、最高裁判所判決（同平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174頁。以下「伊方原発事件判決」という。）が、原子炉設置許可処分の取消訴訟において、裁判所の審理、判断は、原子力委員会等の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点で行われるべきであって、上記調査審議に用いられた基準に不合理な点があり行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、上記判断に不合理な点があるものとして、上記判断に基づく許可処分は違法と解すべきであると判示していることから裏付けられる。

以上によれば、本件取扱要領に基づき行われた処分の適法性及び妥当性に係る審査は、審査基準である本件取扱要領自体が不合理であるか否かについてされるべきである。そこで、審査請求人の主張を踏まえ、本件取扱要領が、廃業跡地の特例を適用する基準の要素の一つとして、一般小売販売業の廃業時を事務委任会社が廃止届出書を受理した日としていることが不合理であるか否かについて検討する。

(2) 廃業跡地の特例に係る審査基準の合理性について

小売販売業者の営業の廃止に関するたばこ事業法の規定は30条2項のみであり、かつ、同項が、小売販売業者は営業を廃止したときは、遅滞なくその旨を処分庁に届け出なければならないと規定していることからすると、小売販売業者の営業の廃止は、処分庁が法令等の規定に基づき認定するものではなく、小売販売業者自身が処分庁に届け出るものとなっている。また、同法は、小売販売業者による営業の休止及び再開を予定した規定(29条)を設けているから、小売販売業者が営業を行っていないことをもって直ちに営業を廃止していると判断するのは相当でない。

そうすると、小売販売業者が営業を廃止したか否かにつき当該小売販売業者が自ら提出した廃止届出書をもって判断することとし、廃止した時点につき事務委任会社が当該廃止届出書を受理した日とすることは、たばこ事業法の規定に合致するものであり、かつ、そのような客観的な時点を基準として用いることは、申請の審査に係る行政庁の恣意的な判断を排除し、申請者の予測可能性を担保するという、上記審査基準の策定及び行政手続法(平成5年法律第88号)の趣旨にも合致する。

したがって、廃業跡地の特例の適用に関し、廃業の有無及び時点を廃止届出書の提出時点をもって判断することとした本件取扱要領の定めには不合理な点はなく、本件許可処分は、合理的な基準である本件取扱要領に基づいて行われたものであるから、適法かつ妥当である。

2 審査請求人は、(1) 本件において廃業跡地の特例を適用するか否かは、本件廃止業者が事実上廃業した日をもって判断すべきである、(2) 処分庁が長期間にわたり本件廃止業者に対し廃止届出書の提出を促す等の適切な指導を行っていなかったことは法令の規定を遵守しているとはいえず、本件指導により提出された本件廃止届出書に基づき本件許可申請に廃業跡地の特例を適用したことは行き過ぎた処分であると主張するから、これらの点について検討する。

(1) たばこ事業法30条2項の文言からすると、廃止届出書は、当該廃止届出書に係る営業の廃止より後の時点で提出されることを予定している。

また、客観的な事実に基づき判断することが可能な時点(事務委任会社が廃止届出書を受理した日)をもって廃止した時点とすることがたばこ事業法及び行政手続法の趣旨に合致し、客観的で予測可能な判断を担保するものでもあることは、上記1(2)のとおりである。

処分庁は、本件廃止業者が営業を休止している可能性があることを把握した後、速やかに本件指導を行ったから、審査請求人が主張するように事実上の廃業から本件廃止届出書の提出までに相当期間が経過していたとしても、その点について処分庁の対応に瑕疵があるとはいえない。

そうすると、本件許可申請における廃業跡地の特例の適用に当たり、事務委任会社が本件廃止届出書を受理した日をもって廃業時としたことは適法かつ妥当であり、審査請求人の主張には理由がない。

- (2) 小売販売業者が1月を超えてその営業を休止した場合、直ちに廃止届出書の提出等の指導を行うためには、当該小売販売業者の営業状況を常時把握することが必要である。しかし、そのために管轄財務局長が当該小売販売業者に対し報告等を求めることができる規定は法令上設けられていない（たばこ事業法41条は、「必要があると認めるとき」に業務に関する報告を求めるものであるにすぎず、営業状況を常時把握するための規定ではない。）。

そして、処分庁は、事務処理規程20条（事務委任会社から、予定営業所の付近に、1月を超えて引き続きその営業を休止していると認められる既設営業所がある旨の通知を受けた場合、当該既設営業所に係る小売販売業者から、休業の理由等の事情を聴取し、必要に応じて廃止届出書等の提出を指導する旨の定め）に基づき、本件廃止業者が営業を休止している可能性があることを把握した後、速やかに本件指導を行ったことからすれば、法令の規定を遵守していないということとはできない。事務処理規程は、休業中の既設営業所に対して行う指導等の取扱いを定めることによりたばこ事業法の規定の実効性を担保するために設けられたもので、法令の規定の趣旨に沿ったものであるから、これに基づいて行われた本件指導に違法又は不当な点はなく、本件指導の違法性又は不当性が廃業跡地の特例の適用に影響を及ぼすか否かについて検討する必要はない。

したがって、本件廃止業者に対する処分庁の指導に係る審査請求人の主張には理由がない。

- 3 以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却するのが相当である。

### 第3 当審査会の判断

当審査会は、令和3年8月27日、審査庁から諮問を受け、同年9月9日、同月17日及び同月30日の計3回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和3年9月15日、資料の提出を受け、審査請求人から、同月16日、主張書面及び資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続について、特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件許可処分の違法性又は不当性について

(1) 本件取扱要領の定めについて

ア たばこ事業法は、製造たばこの流通秩序を維持し、財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的として製造たばこの小売販売業について許可制を採用したものであり、その許可基準の一つとして営業所の位置が製造たばこの小売販売を業として行うのに不適當である場合を掲げ、その具体的な内容を財務省令に委ねている（23条3号）。これを受けて、たばこ事業法施行規則は、営業所の位置が不適當な場合の一つとして、予定営業所と最寄りの小売販売業者の営業所との間で最低限必要な距離の上限と下限とを明示した上で、両営業所間の距離がこれに達しない場合を掲げている。その際、明示した距離の範囲内で予定営業所の所在地の区分ごとに最低限必要な距離を定めることを財務大臣に委ね、また、この距離制限を適用しない具体的な場合を掲げるとともにその他に適用しない場合を財務大臣に委ねている（20条2号）。上記のたばこ事業法の目的を実現するために営業所をいかなる基準によって配置することが適正か合理的かについては、製造たばこ小売販売業の実態等を踏まえた専門的、技術的、政策的な判断を要するから、同法23条3号、たばこ事業法施行規則20条2号は、上記判断を、上記のように一定の範囲を限定して、国の財政をつかさどる財務大臣の合理的な裁量に委ねたものと解される。

そして、財務大臣は、上記裁量権の行使につき、本件告示をもってたばこ事業法施行規則から委ねられた事項を定めるとともに、その具体的な審査基準として本件取扱要領を策定しているところ、これは、恣意的判断や判断の不統一を可能な限り排除し、公平、適正かつ円滑な判断を担保するとともに、どのような処分がされるかを事前に予測できるようにするものであり、このような目的に資する審査基準の策定についても、財務大臣の合理的な裁量に委ねられているものと解される。

したがって、本件取扱要領は、たばこ事業法の趣旨に反し、上記のような財務大臣の裁量権の範囲を超え又は裁量権を濫用して策定されたものと認められる場合に限り違法となる。

イ なお、審査庁は、上記と同旨の主張をするに当たり、上記の点は伊方原発事件判決の判旨からも裏付けられると補足している。しかし、この判決は、原子炉施設の安全性に関する審査は、多方面にわたる極めて高度で最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要とされるものであり、各専門分野の学識経験者等を擁する原子力委員会の意見を尊重して行う行政庁の合理的な判断に委ねる趣旨と解される事案について示されたものであって、本件では、これを援用することなく、製造たばこの小売販売業に係る法令の趣旨及び目的等から主張すれば足りるものである。

ウ 上記アの点を本件取扱要領における廃業跡地の特例についてみると、本件告示により定められた予定営業所と既設営業所との間の距離基準について、許可を受けて5年以上経過した一般小売販売業を廃止した営業所の供給区域内の場所を予定営業所とする一般小売販売業の許可申請等との関係で一定の場合にこれを緩和し、予定営業所と既設営業所との間の距離が短くても申請を許可するものである。その趣旨は、廃業跡地及びその周辺について、新規の出店を促し、もって消費者の利便性を確保する点にあると解され、本件取扱要領においてこのようなたばこ小売販売業に関する実情を踏まえた特例を設けることは、財務大臣の合理的な裁量権の行使の範囲内であるといえることができる。

したがって、本件取扱要領における廃業跡地の特例の定めは、たばこ事業法の趣旨に反し、財務大臣の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとは認められない。

## (2) 本件許可申請への廃業跡地の特例の適用について

ア 上記(1)を踏まえ、本件許可申請についての廃業跡地の特例の適用を検討すると、以下のとおりである。

イ 距離基準を具体的に定める本件告示は、予定営業所の所在地の地域区分と環境区分に応じ、予定営業所と既設営業所間に必要とされる距離を定めているところ、本件予定営業所の所在地の地域区分は「指定都市」（人口50万人以上の市制施行地及び東京都の特別区等がこれに当たる。）、環境区分は「市街地」（市街地形成施設が20%を超える部分を占めている街路であって、繁華街に該当するものを除く。）に該当し、上記の地域区分と環境区分に応じ本件告示が定める距離基準は100メートルであるが、廃業跡地の特例の適用を前提とすれば、上記の距離基

準は50メートルに緩和される（本件告示の別表）。

本件予定営業所と審査請求人の営業所との間の距離は64メートルであるから（上記第1の2（1））、本件許可申請が許可されるか否かは、廃業跡地の特例の適用の有無によって決せられることとなる。

ウ そこで、本件告示及び本件取扱要領が定める廃業跡地の特例の適用の要件についてみると、廃業跡地の特例は、①予定営業所の位置が、許可を受けて5年以上経過した一般小売販売業を廃止した営業所の跡地又はその周辺の場所（供給区域内）にあり、②当該一般小売販売業者の廃業の日（事務委任会社が廃止届出書を受理した日）に処分未済の一般小売販売業の許可申請又は廃業の日の翌日から起算して30日以内の一般小売販売業の許可申請について適用される。

これを本件についてみると、本件廃止業者は、昭和60年4月1日に小売販売業許可を受けており、本件廃止届出書を事務委任会社に対して提出しているから（上記第1の2（2）及び（3））、本件廃止業者の営業所は、「許可を受けて5年以上経過した一般小売販売業を廃止した営業所」に当たる。そして、本件予定営業所の位置は、本件廃止業者の営業所の供給区域（当該営業所を中心とする半径1000メートルの円内にある全ての既設営業所と当該営業所とを放射状に線で結び、それぞれの垂直二等分線で区分される区域で、当該営業所を中心とする半径500メートルの円内の区域のうち当該営業所に近い部分の区域。本件取扱要領第2章第1の3(1)①イ）内にあるから、本件許可申請は、上記①の要件を充足する。

また、本件許可申請がされたのは令和2年7月22日（上記第1の2（1））、本件許可処分がされたのは同年10月29日である（上記第1の2（4））ところ、本件廃止届出書が事務委任会社に受理されたのは同年9月3日であったから（上記第2の1（3））、本件許可申請は本件廃止業者の廃業の日に処分未済であったこととなり、上記②の要件も充足する。

したがって、本件許可申請は、廃業跡地の特例を適用する要件を充足していることとなるから、これを適用して本件許可処分をした処分庁の判断に誤りはない。

### （3）審査請求人の主張について

以上に対し、審査請求人は、要旨、処分庁が本件許可申請について廃業

跡地の特例を適用したことは誤りである旨主張するので、その主張について検討する。

ア 「廃業の日」の認定について

審査請求人は、本件廃止業者は令和2年1月末に事実上廃業していたのであるから、廃業跡地の特例を適用するに当たって問題となる「廃業の日」は、事務委任会社が本件廃止届出書を受理した日ではなく、上記の事実上の廃業の日をもって判断すべきであると主張するものと解される。この主張は、本件告示及び本件取扱要領において、「廃業の日」は事務委任会社が廃止届出書を受理した日とするとされていることが不合理であるという趣旨を含むものと考えられる。

しかし、たばこ事業法は、小売販売業者がその営業所における営業を廃止した場合、その旨を処分庁に届け出ることを義務付ける規定（30条2項）を設ける一方、小売販売業者に対する報告徴求は同法を施行するため必要があると認めるときに限っている（41条）から、同法の構造上、廃業については当該小売販売業者による届出を基準として判断することが予定されており、廃業の有無を個別具体的に認定することは想定されていないというべきである。廃業について廃止届出書の提出によって判断することは、客観的で予測可能性の高い判断にも資するものであり、本件告示及び本件取扱要領における「廃業の日」に係る定めは、不合理なものということとはできない。そして、処分庁は、この定めに従って、事務委任会社が本件廃止業者から本件廃止届出書を受理した日を廃業の日として廃業跡地の特例を適用しており、このような扱いは上記定めに沿った合理的なものであるということができるといえる。したがって、審査請求人の上記主張は採用することができない。

イ 処分庁による営業実態の把握について

審査請求人は、本件廃止業者は令和2年1月末には営業を廃止したと主張し、そのことについて、処分庁が本件廃止業者の販売実績を1年に1回程度確認していれば把握することは可能であったとして、小売販売業者の営業実績を常時把握することは法律上の根拠もなく、事実上も困難であるとする処分庁の主張に対し反論している。

しかし、処分庁が本件廃止業者の販売実績を1年に1回程度確認していれば営業廃止の事実を把握することは可能であったとする審査請求人の主張自体、仮定に基づくものである。また、仮にこの点を措くとして

も、たばこ事業法は、処分庁による小売販売業者の営業実績の把握を可能にする規定として、同法を施行するため必要があると認めるときに小売販売業者に対してその業務に関する報告を求めることができる旨の規定（４１条）を置いているにすぎず、それ以上に全ての小売販売業者について常時又は定期的に営業実態を把握するための調査等の権限を付与していないから、そもそも、審査請求人の主張は、処分庁が定期的に本件廃止業者における営業実態を把握すべきであることを前提としている点において失当である。したがって、審査請求人の上記主張も採用することができない。

#### ウ 本件指導の相当性について

審査請求人は、本件許可申請に係る実地調査を奇貨として、処分庁が事実上廃業していた廃止業者に対して本件指導を行ったことが恣意的であって相当でないと主張するものと解される。

事務処理規程２０条によれば、処分庁は、許可申請に関し許可の基準に適合するか否かの実地調査を行う事務委任会社から、予定営業所の付近に１月を超えて引き続き営業を休止していると認められる既設営業所がある旨の通知を受けた場合、当該既設営業所に係る小売販売業者から、休業の理由、営業再開の予定時期等の事情を聴取し、必要に応じ廃止届出書等の提出を指導することとされている。このような事務処理規程の定めは、小売販売業の許可制及び距離制限を採用するたばこ事業法の実効性を担保するためのものとして合理的なものであるといえることができる。そして、処分庁は、令和２年８月１３日に事務委任会社から本件廃止業者についての連絡を受けた（上記第１の２（２））後、本件指導を行い、同月２１日には本件廃止業者から本件廃止届出書が提出されている（上記第１の（３））のであるから、上記事務処理規程の定めに沿って指導を行ったものと評価することができ、本件指導が本件許可申請に係る実地調査を奇貨として行われた恣意的なものであって相当でないとはいえない。したがって、審査請求人の上記主張も採用することができない。

#### （４）結論

上記（１）ないし（３）で検討したところによれば、処分庁が本件許可申請に廃業跡地の特例を適用して本件許可処分をしたことに違法又は不当な点は認められない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件許可処分が違法又は不当であるとはいえ、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	三	宅	俊	光
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹